令和3年第3回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和3年8月30日

目 次

議第56号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について1
議第57号	押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について・・2
議第58号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について4
議第59号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・ 6
議第60号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・ 7
議第62号	財産の処分について・・・・・・8
議第63号	市道路線の廃止について・・・・・・・9
議第64号	市道路線の廃止について・・・・・・10
議第65号	市道路線の認定について・・・・・・・11
議第66号	市道路線の認定について・・・・・・12
議第67号	市道路線の認定について・・・・・・・・・13
議第68号	令和3年度瑞浪市一般会計補正予算(第6号)別冊
議第69号	令和3年度瑞浪市一般会計補正予算(第7号)
議第70号	令和3年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
	(第1号) 別冊
議第71号	令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議第72号	令和3年度瑞浪市水道事業会計補正予算(第1号)
議第73号	令和3年度瑞浪市下水道事業会計補正予算(第1号)
認第1号	令和2年度瑞浪市一般会計決算の認定について
認第2号	令和2年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定につい
	て
認第3号	令和2年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について 別冊
認第4号	令和2年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について
認第5号	令和2年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について
認第6号	令和2年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について
認第7号	令和2年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について

議第56号 瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改 正により、国の情報提供ネットワークシステムの所管が変更されたことに伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

国の情報提供ネットワークシステムの所管変更及び引用規定の号ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

旧 第1条~第19条 第1条~第19条 (略) (略) (保有個人情報の提供先への通知) (保有個人情報の提供先への通知)

第19条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく保第19条の2 実施機関は、訂正の決定に基づく保 有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特 定個人情報を含む。)の訂正をした場合におい て、必要があると認めるときは、当該保有個人 情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内 閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する 情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号 に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条 例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提 供等記録に記録された者であって、当該実施機 関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なくそ の内容を書面により通知するものとする。

第19条の3~第38条 (略) 有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特 定個人情報を含む。)の訂正をした場合におい て、必要があると認めるときは、当該保有個人 情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総 務大臣 及び番号法第19条第7号に規定する 情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号 に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条 例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提 供等記録に記録された者であって、当該実施機 関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくそ の内容を書面により通知するものとする。

議第57号 押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【制定趣旨】

本市の行政手続における押印、署名、対面手続の見直しにより手続の簡素化を図るため、関係する 条例の整備を行う。

【改正内容】

押印、署名、対面手続の見直しに伴い関係条例の整備を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和3年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	la la
○瑞浪市職員の服務の宣誓に関する条例の一部	
改正(第1条)	3
第1条 (略)	第1条 (略)
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会	
計年度任用職員の服務の宣誓については、前項	╗
の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めを	7
することができる。	
第3条 (略)	第3条 (略)
別記様式(第2条関係)	別記様式(第2条関係)
宜 暫 書	宜 磐 書
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、	私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、
かつ擁護することを固く誓います。	かつ擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運	私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運
本は、地方自行の平自を呼りることもに立めを以上的が、J能平的に連	福は、地方自信の本自を座することもに気効を氏工的が、2能平的に建
営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務	営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務
を執行することを固く誓います。	を執行することを固く誓います。
年 月 日	年 月 日
氏 名 _	氏 名 印
○瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部改	5
正(第2条)	
第1条~第5条 (略)	第1条~第5条 (略)
(審査の申出)	(審査の申出)
第6条 (略)	第6条 (略)
$2 \sim 3$ (略)	$2 \sim 3$ (略)
	4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法
	人その他の社団又は財団であるときは、代表者
	又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人
	によって審査の申出をするときは代理人)が押
4 (四久)	<u> 印しなければならない。</u>
4 (略) 5 (略)	<u>5</u> (略) 6 (略)
第7条~第9条 (略)	第7条~第9条 (略)

(口頭審理)	(口頭審理)
第10条 (略)	第10条 (略)
$2 \sim 4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を <u>記載し</u>
<u>なければならない</u> 。	、提出者がこれに署名押印しなければならない。
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
6~8 (略)	6~8 (略)
第11条~第18条 (略)	第11条~第18条 (略)

議第58号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が改正され、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収主体として位置づけられたことに伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

個人番号カード再交付手数料に係る規定を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧			
本則 (略)	本則 (略)			
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)			
事務の種類 事務の 手数料の 金額 内容 名称	事務の種類 事務の 手数料の 全額 内容 名称			
1~3 (略) (略) (略) (略)	1~3 (略) (略) (略) (略)			
4 住民基本 1~4 (略) (略)	4 住民基本 1 ~ 4 (略) (略)			
台帳法(昭和(略)	台帳法(昭和(略)			
42年法律第5 法第戸籍附票1通につき	42年法律第5 法第戸籍附票1通につき			
81号。以下こ 21条のの除票写 300円	81号。以下こ 21条のの除票写 300円			
の項におい 3第1し交付手	の項におい 3第1し交付手			
て「法」とい 項、第数料	て「法」とい 項、第数料			
う。) の施行 3項又	う。) の施行 3 項 又			
に関する事 は第4	に関する事 は第4			
アスタ	関の規 関の規			
定によ	定によ			
る戸籍	る戸籍			
の附票	の附票			
の除票	の除票			
の写し	の写し			
の交付	の交付			
	5 行政手続1 法第個人番号1枚につき			
	<u>における特</u> <u>2条第カード再</u> <u>800円</u>			
	定の個人を 7項の交付手数			
	識別するた 規定に料			
	めの番号の 基づく			
	利用等に関個人番			
	<u>する法律(平</u> 号カー			
	成25年法律 ドの再			
	第27号。以下 交付			
	この項にお			
	いて「法」と			
	<u>いう。) の施</u>			
	<u>行に関する</u>			
- V- D - Z - VL Me D - Z - N - Z - Z	事務			
5 狂犬病予1 法第犬の登録1頭につき	6 狂犬病予1 法第犬の登録 1頭につき 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
防法(昭和25 4条第手数料 3,000円	防法(昭和25 4条第手数料 3,000円			
年法律第247 2項の	年法律第247 2項の			

月号	と 。以下この	規定に		
	頁において			
	「法」とい	犬の登		
う	。)の施行	録		
13	2関する事	$2 \sim 4$	(略)	(略)
矜	ζ	(略)		
6	(略)	(略)	(略)	(略)
7	(略)	(略)	(略)	(略)
7 8	(略)	(略)	(略)	(略)
9	(略)	(略)	(略)	(略)
10	(略)	(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)	(略)
11 12	(略)	(略)	(略)	(略)
13	(略)	(略)	(略)	(略)
14	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)			

号。以下この	規定に		
項において	基づく		
「法」とい	犬の登		
う。)の施行	録		
に関する事	$2 \sim 4$	(略)	(略)
務	(略)		
<u>7</u> (略)	(略)	(略)	(略)
8 (略)	(略)	(略)	(略)
9 (略)	(略)	(略)	(略)
9 (略) 10 (略)	(略)	(略)	(略)
11 (略)	(略)	(略)	(略)
12 (略)	(略)	(略)	(略)
13 (略)	(略)	(略)	(略)
14 (略)	(略)	(略)	(略)
15 (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

議第59号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略歷

(ふりがな) 氏 名	わた なべ き み よ 渡 邉 喜 美 代
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	無職
学 歴	中京短期大学保育科 卒業
経歴	昭和53年4月 瑞浪市役所 奉職 平成25年4月 日吉幼児園 園長 平成28年4月 桔梗幼児園 園長 平成30年4月 桔梗地域子育て支援センター 主査 令和 3年3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備考	新任

議第60号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略歷

(ふりがな) 氏 名	tず き けい こ 鈴 木 圭 子
生 年 月 日	* * * *
現 住 所	* * * *
職業	瑞浪市会計年度任用職員
学 歷	多治見西高等学校 卒業
経歴	平成 4年 4月 平成サンケイ株式会社 入社 平成 8年 8月 平成サンケイ株式会社 退社 平成 11年 5月 ワールド東海株式会社 退社 平成 11年 6月 株式会社間組 入社 平成 12年 7月 株式会社間組 退社 平成 26年 4月 瑞浪市臨時職員 平成 28年 3月 瑞浪市臨時職員 平成 28年 9月 瑞浪市臨時職員 平成 30年 4月 瑞浪市嘱託員 令和 2年 4月 瑞浪市会計年度任用職員 現在に至る
備考	新任

議第62号 財産の処分について

位 置 図



土地の所在

瑞浪市山田町字小洞					
地番	地目	面積(m²)	区画番号	企業名	
2006	宅地	6, 503. 59	F	株式会社アストリム	









